

## 公益財団法人海洋化学研究所選考委員会規則

2016.11.12 制定

2017.3.18 一部改訂

- 第1条 選考委員会委員は、本研究所理事会により推薦された学識経験者の中から代表理事が委嘱する。
- (1) 委員は5名以上とする。少なくとも1名は理事であることを要する。
  - (2) 委員長は、委員の互選によって定める。
- 第2条 委員の任期は2年とする。再任は可とする。
- 第3条 選考委員会は、海洋化学学術賞ならびに海洋化学奨励賞の受賞者、および伊藤光昌氏記念学術助成の交付対象者を選考する。
- 第4条 委員は、候補者ならびに応募者の推薦者または被推薦者であってはならない。
- 第5条 委員長は、選考結果を代表理事に報告する。
- 第6条 本規則の変更は、理事会によって定める。
- 附則 本規則は2016年11月12日より施行する。